みんなでつくるふれ愛のまち

たじり社協だより

第 161 号

発 行 社会福祉法人

田尻町社会福祉協議会 代表 片 岡 啓 子 泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1 田元町総合保健福祉センター3階 電話 072-466-5015 FAX 072-466-8899

子育ての援助をしていただける方大募集!

子育で、 困っていませんか?

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、育児について助け合う会員組織です。

依頼会員こんな時、援助して欲しい!

- ●保育施設への送迎が出来ないとき
- ●保育施設や学校の終了後、子どもだけでは心配
- ●保護者の通院や美容院、買い物に行くとき
- ●園、学校の休みの時
- ●子育てを離れて、スポーツや講演会などに行くとき
- ●その他育児の援助が必要なとき

援助会員 子育てのお手伝いがしたい!

- ●子育ても終わった今、子育て中の方のお手伝いをし たい
- ●保育士、看護師などの資格や経験を活かして、地域 の子育て支援がしたい
- ●子どもが好きで時間に余裕ができた

たじりファミリー・サポート・センターでは随時、依頼・援助会員を募集しています。

☆依頼会員(育児の援助を受けたい人)

田尻町内にお住まいで、生後6ヶ月から小学6年生までのお子様をお持ちの方

☆援助会員(育児の援助を行いたい方)

田尻町内にお住まいで、自宅で子どもを預かれる健康な方。特別な資格などは必要ありません。子どもが好きで、ボランティア活動に意欲と理解のある方。(センター主催の講習を終了してからの登録となります)

☆両方会員

援助を受けることと行うことの両方を希望する場合は両方会員に登録することが出来ます。(センター主催の講習を終了してからの登録となります)

10月から援助会員向け講習会(一部、一般の方も参加して頂ける講習もございます。)を開催致します。

●興味のある方は是非お問合せください

【問合せ先】 たじりファミリー・サポート・センター (田尻町社会福祉協議会) アドバイザー山瀬 たじりふれ愛センター内 〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1 TEL 072-466-5015 FAX 072-466-8899

利用料金

1時間 800円 ただし 8時より前と20時以降は 1時間1000円

田尻町地区福祉委員会



平成30年度第5回

たじりふれ愛センターにおいて、町内の75歳以上でおひとり暮らしの方を対象に、3月14日(木)に第5回茶話会を実施しました。

内容は三味線で、参加者は熱心に鑑賞していました。

次回の令和元年度第1回の茶話会は、7月を予定しています。詳細が決まりましたら、担当の地区福祉委員が、ご案内に伺いますので是非ご参加ください。



令和元年度 事業計画書

全国的に少子高齢化、独り暮らしや高齢者のみの世帯の増加、 児童等への虐待など社会を取り巻く環境は、大きく変化していま す。かつては、相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家 庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの 機能が存在しました。しかしながら、高齢化や人口の減少が進 み、地域・家庭・職場という生活領域における支えあいの基盤が 弱まってきています。人と人とのつながりを再構築することで、 人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持 ち、お互いに配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうこと で、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会 が求められています。

そこで、生活に身近な地域において、住民が世代や役割を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取り組みを推し進め、「地域共生社会」の実現に向けて行動します。地域における様々な事案を「我が事」のように考え、「丸ごと」支援していく体制を検討します。現在設

置している福祉総合相談窓口の充実、及びCSW(コミュニティソーシャルワーカー)や関係機関との連携を密にし、相談業務のワンストップ化を進めることにより、相談体制の強化を図ります。次に地域福祉を推進していくうえで事業の中核である小地域ネットワーク活動推進事業やボランティア活動推進事業を推し進めて人材確保に務め、地域に対する支援を点ではなく面で支え、地域での孤立等をなくす努力をします。

子どもに対しての事業としては、楽しみながら防災を学ぶ「たじり子ども防災教育事業」を引き続き他団体との協力も得ながら、継続実施していきます。

なお、「社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題の取り組み」として、個人情報保護とプライバシーに関する管理規定等の整備また、「社会的援護を要する人々の問題に対する取り組み」として、役員、職員の各種研修への参加によりまして、人権問題に対する認識を深めてまいります。

事業内容

1. 法人本部組織運営

(1)法人関係 理事会の開催(年4回)

評議員会の開催(年2回) 監事監査の実施(年1回:5月) 事務局体制の充実

内部監査の実施(年3回)

(2)研修事業

- ・理事・評議員の研修(人権研修等への参加)
- ・職員の研修(職場内研修の実施、府社協開催の研修への参加、人権研修への参加)
- (3)調査・広報活動の充実
 - ・広報誌「たじり社協だより」の発行 (不定期年5回全戸配布)
 - ・各種事業から上がってくる事例からノウハウを蓄積する
 - ・各種事業のポスター、チラシ等による啓発
- (4)総合相談支援の充実(ワンストップ窓口の強化)
 - ・社会福祉協議会が持っているノウハウや各種事業との連携
 - ·CSW、関係機関との連携の強化
 - ・相談しやすい環境の整備
 - ・職員のスキルアップ
- (5)たじり地域づくり活動助成金事業

地域団体が自主的に実施する取り組みに対して、活動の初期における一定期間に助成することにより、新たな地域団体の発掘や既存団体の活性化に寄与することを目的とした事業の実施

(6)たじり子ども防災教育事業 -たじり防災キャンプinたじり-子どもたちに対して地域の方々と協働で防災の大切さを楽しみながら学んでもらう事業の実施

2. ボランティア活動推進事業

- ・ボランティアのマッチング
- ・ボランティア連絡会の育成強化及び自立活動の支援 ボランティア連絡会への活動助成【共同募金・歳末配分金】 ーコミュニティサロン「チョボラッタ」の活動支援―
- その他地域活動団体との連携

3. 小地域ネットワーク活動推進事業

- (1)個人援助活動
 - ・要援護者支援活動(見守り・声かけ、安否確認活動)
 - ・見守り・声かけ、安否確認事業の体制整備
 - ・避難行動要援護者支援プラン(個別計画)への協力

【町との連携事業】

(2)グループ援助活動

- ・世代間交流(児童と高齢者との交流)の実施
- ・茶話会(75歳以上の独居、年5回)の実施
- ・老人福祉センター事業協力(サロン・食事会参加者対象)

4. 善意銀行事業

- (1)災害支援等への助成
- (2)緊急一時食料品等給付事業

善意銀行預託払出及び田尻町ボランティア連絡会コミュニティ サロン部会からの助成を得て、緊急的かつ一時的に食料等の現物 を給付することにより生活再建に向けた支援を行うことを目的と した事業の実施

(3)車椅子の貸出

5. 共同募金配分金事業

- (1)共同募金運動の実施(10月)
 - ※街頭募金等啓発活動の実施
- (2)歳末助け合い運動の実施(12月)

6. 福祉サービスの利用援助事業

(1)日常生活自立支援事業

【府社協からの受託事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力の不十分な方に対して、福祉サービス利用に関する支援及び金銭管理を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業の実施

(2)地域包括支援センター、CSW(コミュニティソーシャルワーカー) 関係機関等との連携強化

7. 資金貸付事業

【府社協からの業務受託】

- (1)貸付資金の効果的運用
- (2)大阪府生活福祉資金貸付

8. シルバー人材センター事業

- (1)会員登録者拡充のための啓発活動推進
- (2)会員の就業体制の整備
- (3)安全就業、適正就業の推進
- (4)業務受注活動の推進(啓発活動)
- (5)ワンコインサービス(30分程度の軽微な業務)の実施(500円)

9. 老人福祉推進事業

- (1)高齢者福祉活動団体への活動助成
- 【歳末助け合い配分金】
- (2)おせち料理配食(75歳以上の独居、町内に子供がいない方に 本人一部負担で配食) 【歳末助け合い配分金】
- (3)調髪助成

75歳以上の希望者・65歳以上の寝たきりの方に調髪券を交付 (本人55%負担) 【共同募金配分金】

(4)老人福祉センター事業の拡充

【町からの受託事業】

- ・老人福祉センター
- ①生活、健康等の各種相談及び健康増進指導
- ②教養講座の実施
- ③長友会連合会に対する援助
- ·福祉風呂事業
- ①入浴者の管理(受付)
- ②浴室·浴槽清掃
- (5)高齢者生きがい事業

【町からの受託事業】

・生きがい体操教室

軽体操、脳トレ、レクレーション等の体操教室の実施

・男の筋トレ教室

軽体操、レクレーション等による無理のない筋力向上の教室 (男性のみ)

・居場所づくり教室(人生大漁サロン)

地域の身近な場所で体操やレクレーション等を通じ、高齢者の居場所を提供し、地域活動への参加促進を図る。

・介護支援サポーター登録事業

介護保険法で定める介護給付及び予防給付(サービス)を受けていない方を対象として、登録・事前研修の実施、受入

施設等の紹介・派遣調整などを行う。

(6)さわやかサロンの支援

介護予防支援サポーターによるサロン運営であり、主にふれ愛センター2階アトリエスペースでのサロン活動である。 屋外での活動の充実も図る。

10. 障害者(児)福祉対策事業

(1)障害者(児)団体への活動助成

【歳末助け合い配分金】

(2)調髪助成

1・2級の身体障害者、重度の知的障害者の希望者に調髪券 を交付(本人55%負担) 【共同募金配分金】

11. たじりファミリー・サポート・センター事業 【町からの受託事業】

子育てを行う方に仕事と育児を両立できる環境を提供し、 地域住民の子育て支援に資するため、田尻町内において育児 の援助を行いたい方(援助会員)と育児の援助を受けたい方 (依頼会員)とマッチング業務を行う事業の実施

12. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)設置事業

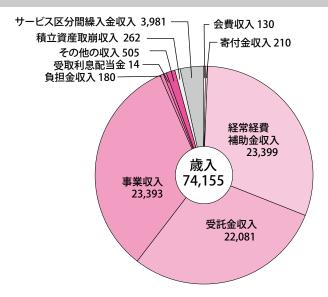
【町からの受託事業】

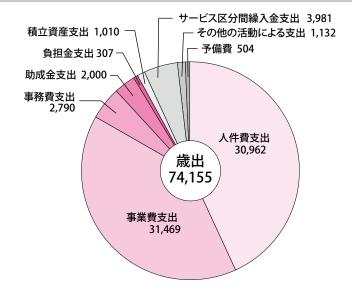
制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存のサービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の業務

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加に向けて、生活支援・介護予防の担い手となるボランティアの養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域支援のマッチングなどを行う生活支援コーディネーターの業務

令和元年度 法人本部会計予算

(単位:千円)





利用期間 5月1日~12月31日 ^{令和元年度} 間景祭の交份

対 象 者 田尻町在住で

- ①満75歳以上の方
- ②満65歳以上の寝たきりの方
- ③身体障害者(児)1.2級の方

交付回数 年度内に1回(2枚綴り)

交付場所 たじりふれ愛センター内3階

(田尻町社会福祉協議会)



調髪券を下記の要領にてお渡ししますので、必要な方はお越しください。

この事業は、共同募金の配分金からの助成事業です。

- ※調髪券は記載するお名前の方(本人)のみ利用できます。
- ※利用者の負担は55%になります。
- ※田尻町内の各理容店様には、基本料金の10%を負担していただいております。

60歳 以上の方



田尻町シルバー人材センタ

あなたも一緒に シルバー人材センター 働いてみませんか。

シルバー人材センターでは随時会員を募集しています。

田尻町にお住まいの60歳以上の方で、シルバー人材センターの趣旨に賛同していただける方であれば、どなたでも入会できます。 就職は望まないが、経験・技術・技能を生かして働きたい。

「何らかの収入を得たい」「社会に役立てたい」という、健康で働く意欲のある人は入会してみませんか。

主な仕事の種類

草取り、掃除、草刈り、植木せん定、伐採、 簡単な大工など

入会の手続きと条件種類

- (1)田尻町内に在住している方
- (2)年齢が60歳以上の健康で働く意欲のある人
- (3)年会費1.000円

シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」の基本理念の基に健 康で働く意欲のある高齢者が、豊かな経験や能力を生かして仕事をして、い きいきとした人生を築けるようにすること、および地域の高齢者が仕事を通 じて積極的に社会参加し、家庭や地域に活力を生み出すことを目的趣旨とし ています。

お問合せ先 田尻町シルバー人材センター 電話 466-5015

この貸付制度は、国及び大阪府が資金を出し、低所得世帯、高齢者や障害のある方がいる世帯等に対し、低利で必要な資金 を貸し付ける制度です。

資金には、いくつかの種類と貸付条件等ありますので、詳細は窓口にてご相談ください。

田尻町社会福祉協議会では、大阪府生活福祉資金貸付業務の一部を行っています。

貸付制度の内容

・福祉資金

府

生

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、 経済的自立および在宅福祉、 社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

(生業、技能習得、療養・介護、住宅増改築等)

·教育支援資金

低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸 しする貸付制度です。

緊急小口資金

緊急小口資金は、生活困窮世帯が緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、 その必要な費用について少額の 貸付を行い、生活困窮者自立支援事業等との連携により、当面の課題の解決と世帯の自立の支援を図ることを目的とした貸

10万円以内貸付

・その他 総合支援資金、不動産担保型生活資金

貸付金事業の利用にあたっての留意事項

- ○この貸付制度は、民生委員の協力を得て運営されています。制度利用の際には貸付制度により異なりますが、何らかの形で 居住地を担当する民生委員が関わりますのでその旨ご理解ください。
- ○貸付制度によって、貸付限度額などの諸条件や申込時の必要な添付書類が異なります。他にも申込内容、世帯状況によって も添付書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- ○貸付制度により異なりますが、申込から審査を経て貸付決定(貸付金の交付)に至るまで一定期間を要しますので、あらか じめご了承ください。(即日貸付する制度はありません)。

ご寄附のご報告

下記の方からご寄附いただきました。

平成31年2月8日~平成31年4月12日

ご厚志に感謝申し上げ、地域福祉のために有意義に使わせていただきます。

● 大川 サツ 様 10.000円 大川 榮一 様 ご逝去による供養として 藤田 保 様 10,000円 藤田 フサ子 様 ご逝去による供養として 笹田 初男 様 10.000円 笹田 マリ子 様 ご逝去による供養として



□開院日及び開院時間

5月11日(土)

午前9時~午前11時30分

□ 開院場所 田尻町立小学校

□修理代無料(*ただし、部品代のみ実費)



□ 修理方法 2、3週間、お持ちいただいたおもちゃを



預かり、修理完了次第、ご連絡させていた だきます。

(※ただし、ゲーム機等の電子機器は修理できませんのでご了承下さい。)

Graphie Ares Productive

デジタル情報の多様化に対応する



▶ 小笠原印刷株式

- 〒598-0032 大阪府泉佐野市新安松2T目4-1 TEL 072 (466) 2567 FAX 072 (466) 2535
- 〒590-0535 大阪府泉南市りんくう南浜3番22 TEL 072 (485) 0147 FAX 072 (485) 0247